

令和6年度伊是名村会計年度任用職員募集要項

伊是名村では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員とは、地方公務員法の改正により、令和2年4月から新たに創設された非常勤職員の制度です。これまでの本村における臨時職員や嘱託職員のほとんどが「会計年度任用職員」に移行されました。これまでの臨時的任用職員等に比べて、休暇・福利厚生・手当等が拡充され、職員同様に服務規律（守秘義務や職務に専念する義務等）が適用されます。

1. 募集受付期間

令和6年2月29日（木）から令和6年3月13日（水）（必着）

申込書等は、伊是名村ホームページでダウンロードするか村総務課窓口にて配布しております。

2. 応募資格

地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 伊是名村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 勤務条件

別紙「勤務条件一覧表」のとおり

4. 募集職種

別紙「令和6年度伊是名村会計年度任用職員募集職種一覧表」のとおり

5. 提出書類

- (1) 伊是名村会計年度任用職員申込書（新規申込み者用）
- (2) 履歴書（写真添付）
- (3) 健康診断書（医療機関が発行するもの）
- (4) 免許証の写し、その他資格証写し

6. 服務

任用期間中は地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法 33 条）
- (3) 秘密を守る義務（同法 34 条）
- (4) 職務に専念する義務（同法 35 条）
- (5) 政治的行為の制限等（同法 36 条）
- (6) 争議行為の禁止（同法 37 条）
- (7) 営利企業への従事等の制限（同法 38 条）（フルタイム職員のみ）

その他、職員と同様に分限及び懲戒処分の対象となります。

7. 条件付採用

任用は地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、任用後 1 ヶ月間（1 ヶ月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、15 日に達するまで）を良好な成績で遂行したときに正式任用となります。

8. その他注意事項

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 提出された申込書等については、伊是名村会計年度任用職員採用に関する書類選考、及び面接、任用手続きに必要な範囲で利用します。
- (3) 申込書、面接等で内容に偽りがあった場合や応募資格がない等が判明した場合、任用を取り消すことがあります。

【各職種に関する問合せ】

別紙「令和 6 年度伊是名村会計年度任用職員募集職種一覧表」に記載のある職務内容については、各主管課へお問い合わせください。